

福生市優良住宅取得推進事業

■はじめに

市内における子育て世代の定住及び住環境の向上を推進するために、市内に新築の長期優良住宅を取得し、居住する子育て世帯に対して、その住宅（家屋）に対して課される固定資産税・都市計画税の相当額を課税初年度から最長5年間助成します。

■助成要件

(1) 住宅の要件…福生市内にある住宅で、次の要件をすべて満たす住宅です。

- 長期優良住宅の認定を受けている住宅であること。
- 居住の用に供する部分の延べ床面積が90㎡以上（マンション等区分所有住宅の場合は専有部分が70㎡以上）であること。 ※長期優良住宅の認定基準より広い床面積を要します。
- 平成27年1月2日から令和6年1月1日までの間に建築された住宅で、その事項が登記されている住宅であること。
- 中古住宅でないこと。（申請者が居住を開始するまでの間、居住の用に供されたことのない住宅であること。）

(2) 対象者の要件…次のすべての要件を満たす個人です。

- 対象となる住宅に課された固定資産税・都市計画税の納税義務者であること。
- 固定資産税・都市計画税の課税年度の初日の属する年の1月1日から起算して1年間、16歳に達する年度までの子と対象住宅に同居している親であること。
- その年度の固定資産税・都市計画税を完納しており、かつ、他の市税を滞納していないこと。
- 暴力団員でないこと。

■助成金額・助成期間

(1) 助成金額 家屋に係る固定資産税・都市計画税相当額（1年度につき上限10万円）
※土地に係る固定資産税・都市計画税は助成の対象外です。
※1,000円未満の端数切捨て等を行いますので、実際の納税額と異なります。
※共有の場合は、持分の割合に応じた額となります。

(2) 助成期間 次のいずれか早い年度までとなります。

- 対象住宅の固定資産税・都市計画税の課税初年度から5年度（5年間）
- 同居する子の全員が16歳に達する年度

■申請受付期間

- 対象年度の固定資産税・都市計画税の最終納期限の翌日から3月31日まで
※毎年度、申請が必要です。

■助成例

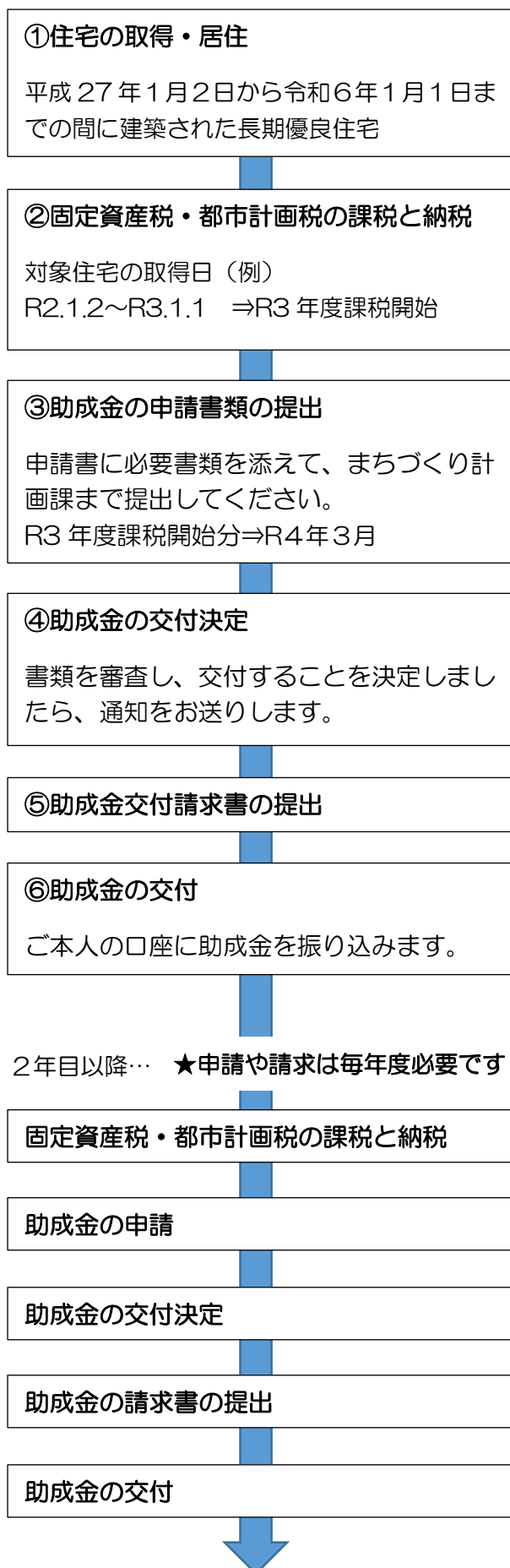
住宅取得期間	対象年度	1年間の居住期間	申請期間（予定）
令和2年1月2日 ～令和3年1月1日	令和3年度	令和3年1月1日 ～12月31日	令和4年3月1日 ～3月31日
平成28年1月2日 ～平成29年1月1日	令和4年度	令和4年1月1日 ～12月31日	令和5年3月1日 ～3月31日
平成29年1月2日 ～平成30年1月1日	令和5年度	令和5年1月1日 ～12月31日	令和6年3月1日 ～3月31日

※初年度以降は、上記期間をそれぞれ1年間ずつ繰り下げた期間になります。

■問合せ・申請窓口

〒197-8501 福生市本町5番地 福生市 都市建設部 まちづくり計画課 住宅グループ
電話：042-551-1961（ダイヤルイン）

福生市優良住宅取得推進助成金の申請手続きの流れとポイント



Q 平成26年中に新築された建売住宅を平成27年2月に購入しました。助成の対象になりますか？

A 助成の対象となる住宅は、「平成27年1月2日から令和6年1月1日までの間に建築された住宅で、その事項が登記されている住宅であること」です。このため、助成の対象となりません。

Q 令和2年中に新築される建売住宅を令和3年1月5日に不動産事業者から購入します。令和3年度分の固定資産税相当額を不動産事業者に対して支払うことになっています。令和3年度分から助成を受けることができますか？

A 令和3年度分の納税義務者は不動産事業者であるため、令和3年度分は助成を受けることはできません。助成を受けることができるのは、令和4年度分から最長で4年間になります。

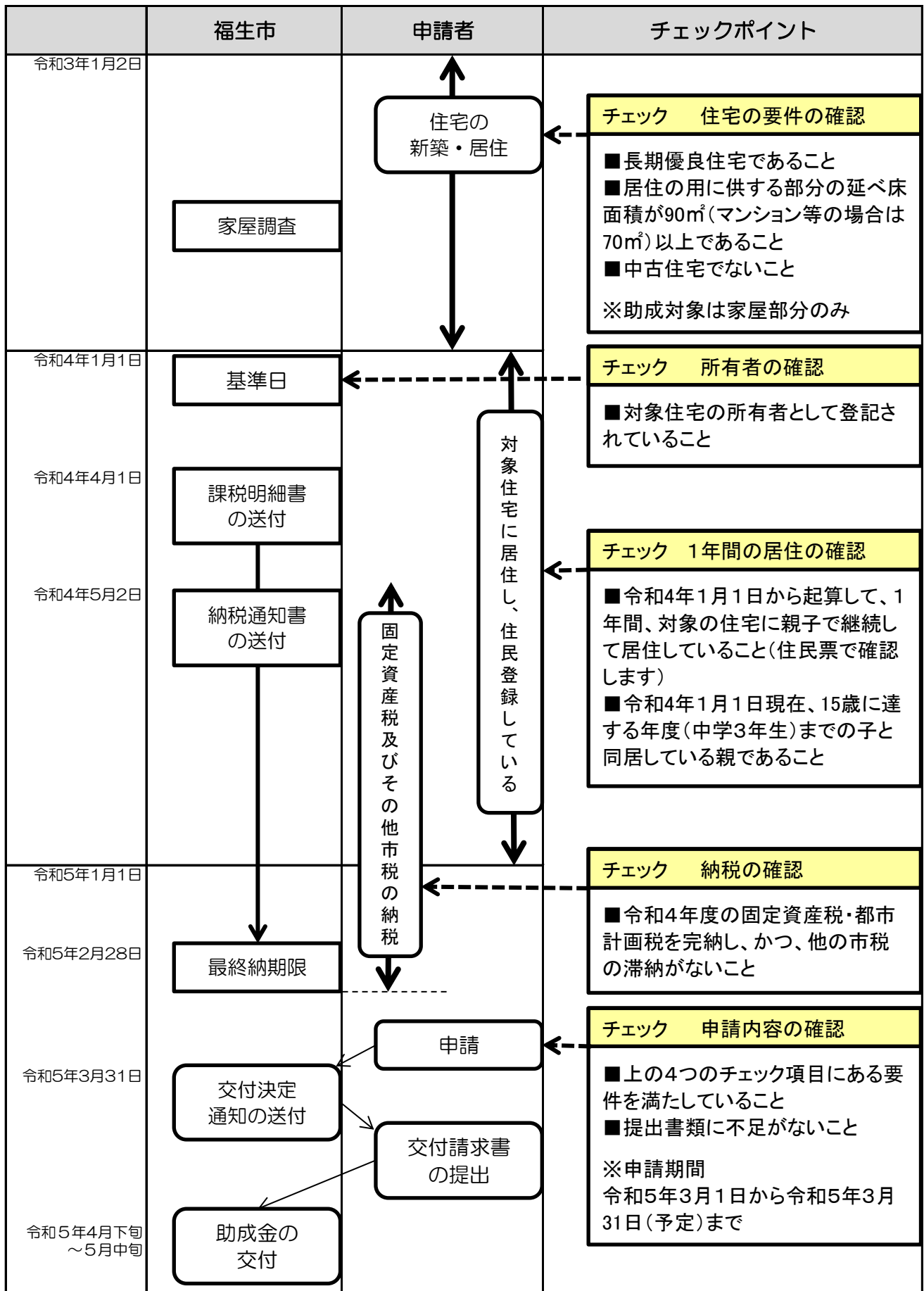
Q 令和元年7月に住宅を取得しましたが、取得時は子どもがいませんでしたが、令和2年5月に子どもが生まれました。助成期間は何年ですか？

A お子さんが生まれた年度の翌年度分(1月2日から4月1日までの早生まれの場合は翌々年度分)の固定資産税相当額から助成の対象となります。この事例では令和4年度分から助成の対象となり、最長で令和6年度までの3年間助成を受けることができます。

Q 3世代同居ですが、住宅は、親(子どもの祖父母)と自分の共同で所有しています。助成額はどのように計算されますか？

A 親(子どもの祖父母)の固定資産税相当額は、助成対象になりません。ご自身(子どもの親)の持分の割合に応じた額を助成します。

令和3年1月2日～令和4年1月1日（例）
に住宅を取得した場合のスケジュール



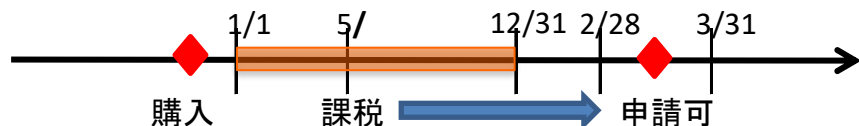
申請時期及び助成期間の関係について

【福生市優良住宅取得推進助成金交付要綱第3条第2項】

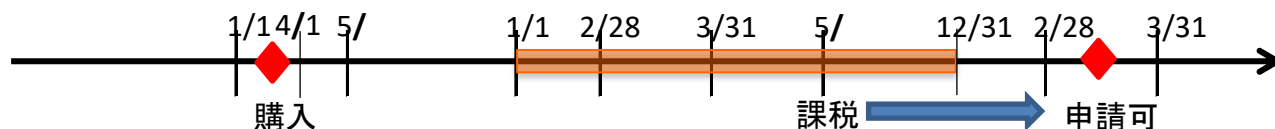
対象年度(対象住宅に対して**最初に固定資産税及び都市計画税が課される年度から最長5年度まで**の各年度をいう。以下同じ。)の初日の属する年の**1月1日から起算して1年間、16歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と対象住宅に居住している親**であり、そのことが住民基本台帳に記録されている者であること。

I. 住宅の取得時期と申請時期について

(1) 4月1日から1月1日までに購入した場合



(2) 1月2日から3月31日までに住宅を購入した場合

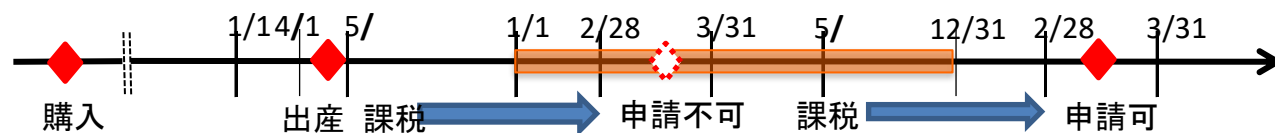


は子と1年間居住している期間

【例】
子が中学2年生(14歳に達する年度)のときに購入した場合は、子が15歳、16歳に達する年度の2年間助成が可能です。

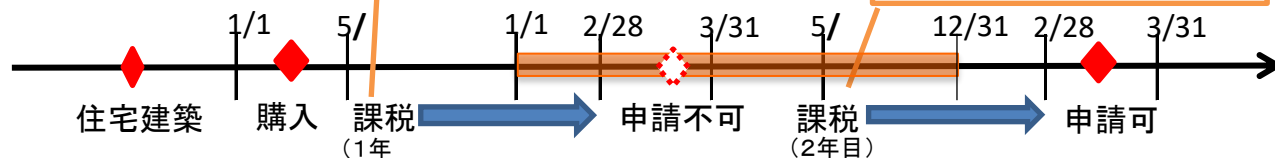
【例】
子が中学2年生(14歳に達する年度)のときに購入した場合は、子が高校1年生になる年度(16歳に達する年度)が課税初年度となり、1年間のみ助成が可能です。なお、中学3年生(15歳に達する年度)のときに購入した場合は、課税初年度は高校2年生(17歳に達する年度)のため、助成の対象にはなりません。

II. 子の出産と申請時期について



【ポイント】
固定資産税の課税基準日である1月1日から12月31日までの1年間、親子で居住している必要があるため、お子さんが生まれた年度の翌年度(1月2日から4月1日までの早生まれの場合は翌々年度)の課税分から助成の対象となります。

III. 住宅建築日と申請時期について



【ポイント】
助成期間は、対象住宅に対して最初に固定資産税及び都市計画税が課される年度から最長5年度です。そのため、住宅建築日から月数が経過している住宅を購入した場合は、ご注意ください。この例では、最長4年間が助成期間となります。